

1968年

死後50年

2018年

2018年で死後50年経ち、著作権が切れることになっていた「1968年没」の保護期間が、2018年12月30日の法改正により、20年延長されました。（2038年まで）

死後70年

2038年

【要注意】

2018年から70年遡るわけではないため、すでに著作権が切れている1967年より前に亡くなっている方の著作権が復活するわけではありません。

死後50年からさらに20年遡るわけではない

2018年

~~1948年~~

